1 アリーナ事業に係る地元説明会の質問等【11/21】

令和8年3月12日

番号	質問等	回答
1	プロバスケットボールの試合は土日以外にもあると思う。土日、平日でスポーツの試合やコンサートがどの程度実施される見込みか。	・平日に大規模なイベントが開催される可能性はあり、例えば福井ブローウィンズは既存のバスケットボールリーグであれば平日開催は概ね10試合程度で、土日は20試合程度である。 ・コンサートは、基本的には土日祝日を想定している。
2	自家用車利用は2人乗車換算とのことだが、2人乗車というエビデンスはあるのか。	・根拠は、これまでに実施された交通量調査や道路交通センサスの調査結果を踏まえ、一般的に自家用車の平均乗車人数は2人とすることが多いとあるためである。
3	車も人も今よりは多くなると思う。交通事故や不慮の事故が起こることが想定されると思うが、そこに対する対策は考えられているか。	・この想定は最大5,000人の方がご利用いただく場合にどれぐらいの量になるかというものである。 ・主要な交差点部については、当然、誘導員や警備員の配置を前提とし、ご懸念の周辺住民の方々、お子様方の方策は不可欠だと認識している。
4	アリーナ入場までのトイレ問題や、梅雨・暑さをしのぐ対策について何か考えているのか。	・入場までのトイレだが、アリーナの公園側に新しくトイレを整備予定である。 ・アリーナ公園側には、突き出した軒のような形状で少し雨をしのげる空間もあり、できる限り雨、雪をしのげるような対策を行っていきたい。
5	周知広報について、ホームページで周知する話があったが、いつ頃掲載されるのか。また、回覧での周知も続けるのか。ホームページをチェックしないといけないのか。SNSのプッシュ通知は考えていないか。	・一旦ホームページで情報発信と説明会の開催日時等をご案内する。ホームページの閲覧が難しい場合は、直接スポーツ課へ言っていただければ、個別に対応させてもらう。 ・1か月前を目途にホームページに掲載し、暫くはこの運用でさせていただきたい。 ・周知方法の変更理由は、公民館経由で文書を配布するのが月1回になり、人数が多い自治会は回覧に時間がかかり、結局知らなかったというお話を頂いたためである。LINEで登録している方には、都度、市のイベントを出しており、それに合わせての対応もさせていただきたい。
6	アリーナ近くに4,000台の駐車場があるというのは、どういう駐車場か。空き駐車場のことを言っているのか。月極駐車場では、土日は1台も入ってないという所がある。そこへ無断で駐車していく人がいるが、それに対して、どういう対策を取っていただけるのか。無断で駐車した場合、アリーナ運営会社が保証をしてくれるのか。	・4,000台あるという話は、東公園を中心に800m圏内で、コインパーキング等の時間貸し駐車場の収容台数として4,000台分の駐車場施設があるということである。休日だと、大体3割ぐらいの空車率である。 ・無断駐車について、イベント・興行時における事前のアナウンスは不可欠であり、行政としても、そういったことを十分周知してまいりたい。 ・駐車場の運営は、管理者に責任があると考えている。アリーナ運営側としても、そうならないように出来る限り努力を行う。それがアリーナの利用者だったということあれば、しっかりとご報告いただいて今後対策をしていく。
7	旭地区では1年に1回、「けやき祭り」というイベントをやっている。地元の利用枠のような設定をしていただけるのなら、地元としても色々な活用の仕方を考えたいと思うが、いかがか。	・旭地区の皆様に限っては、例えば年1回、毎年実施していることについて、最低でも1回は皆様のご負担にならない形で開催ができないかを模索をしているところである。 ・旭地区の皆様に使っていただきたいという思いがあり、運営会社の方と協議を進めている中で、運営会社のご厚意でやっていただける場合であればそれでいいのだが、難しいとなれば市利用枠の方も検討していきたいと思っている。ぜひ開催していただきたい。
8	第2部意見交換会の議事録は当然作成してもらえるものと考えているが、それでよろしいのか。	・第2部でのご意見も、意見概要としてＨＰに掲載する。
9	埋蔵文化財の委託は商工会議所から受けるという話だが、費用は商工会議所が持つのか。	・費用負担は全て㈱福井アリーナである。
10	周辺道路の説明は、2、3回聞いたが、細か過ぎて私には理解できないため、じっくり読ませてもらって、質問したいので、その時間を設けてほしい。	・要請をいただければご説明する時間を設けたい。
11	例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定している。都市公園法第16条で規定する公益上特別の必要がある場合においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められる。 要するに、できるかできないかの根本問題である。自治体が判断する場合には、慎重に科学的に客観的データに基づいて行うよう言っているので、民間の収益事業のために、公園の一部、3分の2以上を取り壊してすることがだめだと言っている。	・都市公園法第16条（都市公園の保存）に「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」とある。 ・しかし、第1項には「公益上特別の必要がある場合」は、都市公園法運用指針において、都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合、この限りではないとされている。 ・そして、その判断に当たっては、少なくとも土地収用法第４条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられるものである。 ・一方で、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が存続させることよりも公益上重要であると客観性を確保しつつ慎重に判断した場合には、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えないとされている。 ・アリーナ事業は、福井商工会議所、福井県、福井市により組織されている「県都にぎわい創生協議会」により提案された事業で、地域への波及効果が望める公益的な事業である。 ・アリーナは、運動施設としての機能に加え、防災拠点、県民・市民の憩いの場、地域スポーツの活動拠点など多目的な施設として活用が期待できる。 ・アリーナ事業を契機とした東公園の再整備により、近隣住民のレクリエーション空間や、アリーナと一体となった賑わい創出を図ることができる。 ・アリーナと公園が一体となった都市機能の集約が図られ、地域の活性化に資する事業である。 ・これらのことから、公園の廃止が存続よりも公益上重要と判断しているものである。 ・また、客観性の確保と慎重な判断についても、地元のみならず、広く市民からも理解を得ることなどに努めながら事業を進めている。
12	駅周辺でイベントがある土日はアオッサも東パーキングの駐車場も全部行列ができている。31%の空きがあるなら、そういう現象は絶対起こらないはずである。前提に無理があるのではないか。	・800m圏内の駐車場のうち、4,000台の3割が空いていたという根拠は、実際に現地を踏査した結果である。ハピテラスの屋根つき広場で、お肉系のイベントをした日に現地を見ている。 ・また、中央公園で開催される音楽系のイベントであるワンパークフェスのときにも測っている。この平均が30%程度である。 ・イベント会場の近くに停めたいという心理でイベント会場近くの駐車場が満車となっている状況で、イベント会場周辺の駐車場でも3割空いているということではない。
13	結局どういう施設になるのか。我々地元住民が利用できる場所があるのか。所有者の商工会議所さんからも説明がない。オールコネクトさんからも説明がない。全くおかしい話ではないか。	・確かに説明不足のところもあると思う。 ・事業計画自体がこれから本格化していく段階に入っていくため、特に地元の皆様の意見を反映して、ご満足できるようなアリーナにしていきたいと思っている。
14	運営会社が色々企画して、地元の企業とタイアップしてイベントをしないと、いつまでたっても自立できないのではないか。	・アリーナと体育館では役割が異なる。 ・体育館ではスポーツをすることに特化して利用を検証していくべきである。 ・アリーナは多目的に観ることに特化して利用を検証していくべきである。 ・体育館で本来はやらないでだろう興行系に関しては、アリーナがしっかり受け皿となるという役割で整理していきたい。
15	今後、都市計画のスケジュールはどうなるのか、また地区計画の話がどうなったのか。手続きについては、公聴会が終わったということだが、改めて開催しないのか。	・都市計画変更のスケジュールは、12月議会が終わって、一定のご理解が得られたと判断できた場合に、手続きの再開に入っていきたい。 ・その後の必要な手続きとして、県との協議、案の縦覧、それに伴う意見書の提出、その後の審議会など、審議委員の方のスケジュール等もあるため、再開した後にスケジュールを詰めていきたいと考えている。 ・具体的なスケジュールについては、まだ手続きを再開していないため、今日この場でお答えすることはできないが、広報等で随時お知らせしていきたい。

２ アリーナ事業に係る意見交換会の質問等【11/21】

令和8年3月12日

番号	質問等	回答
1	向こう30年間の例えば資金繰りや運営計画みたいなものを示してほしい。	・運営会社と一緒になって、つぶさない、つぶれない、継続をしていくという覚悟でやっているため、お示しできる時期がくればしたいと思っている。
2	都市計画変更に係るこれからのスケジュールと、今公聴会について聞いたが、マスタープランが変わったことによって、どういう位置付けになったのか。変わったことによって、改めてする手続きがあるのか。	・スケジュールは第1部の説明会でお話した通り、12月議会終了後に各種手続きを再開する予定である。 ・都市計画変更に係る手続きは12月議会終了後に再開する予定である。 ・今後の手続きの流れとしては、都市計画決定・変更案について、市民や関係者の皆様に周知するための縦覧を行い、意見を伺うための意見書の提出期間を設ける予定である。その後、都市計画審議会において、都市計画の決定・変更についてご審議いただく流れとなる。（10/14説明会回答No.14と同じ） ・福井市都市計画マスタープランは改定したが東公園エリアの位置付けの方向性は従前と変わらず、更に福井市の都市発展における重要性が増しており、福井県の『福井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』や『県都グランドデザイン』との整合も図られている。 ・福井市都市計画マスタープランが変わったことによって、改めて行う手続きはない。
3	地区計画について、本当に制限をかけてよいのか、あの説明で終わりでよいのかについて、詳しく教えてほしい。地区計画をかけられる、行政側からそういう制限をかけられるのか。	・その通りである。 ・今回の地区計画は、住環境が大きくかつ急激に変わらないように定めるものである。 ・地区計画による制限については、都市計画法に基づき、地域の皆さまの意見を伺いながら進める仕組みとなっている。 ・これまで、説明会に加え、昨年10月の公聴会、10～11月にかけて行った原案の縦覧・意見書提出（都市計画法第16条第2項、福井市身近なまちづくり推進条例第15、16条）において様々なご意見をいただいたところである。 ・また、今後も都市計画法第17条に基づく案の縦覧及び意見書の提出期間を設ける予定である。 ・地区計画の決定に当たっては、これらの手続きの中でいただいた意見を踏まえ、都市計画審議会での審議を行う。
4	アリーナ事業に税金がどれだけ入るのか、明確に示してもらいたい。	【行政から出る費用について】 ・整備費用には国の交付金を活用し、国・県・市最大で60億円の支援を想定している。 ・運営については、市利用分として、固定資産税相当分の市の利用分を見込んでいる。 【行政に入る税収について】 ・アリーナに係る固定資産税は、新たに税収として入ってくることを見込んでいる。 ・ほかにアリーナが出来ることによって、県内外から多くの方が本市を訪れまちが賑わい、雇用の創出や物販・飲食・宿泊を伴うことによる地域経済への直接的・間接的な波及効果が生まれる。このことによって、国税、県税、市税等、幅広い税収効果が見込まれるが、具体的な額については試算していない。
5	荒川の東側に駐停車して送迎することも増えてくるのではないか。今とは違う形で会場に来るようになることを想定して規制をかければ、もっと遠くで送迎するのではないか。検討していただきたい。	・交通に関する対応策として、パークアンドライド駐車場の拡充を検討しているが、送迎の車も、パークアンドライド駐車場で乗降待ちの駐車をしていただくよう案内するという方法も考えられる。様々な対策を検討していきたい。
6	なぜ東公園でなければいないといけないのか、中央公園でも整備することができるのではないか。の回答を議事録に残してほしい。	・県都にぎわい創生委員会において、整備目的や交通結節点である福井駅からの立地距離、アリーナ整備に必要な面積等を勘案した結果、東公園が適地であると判断した。 ・整備目的は、新幹線開業後のさらなる交流人口の拡大と地域経済の持続可能な発展に繋げるためである。 ・中央公園は県都デザイン戦略に基づき、平成30年に城址と中央公園の一体性を高める整備を既に実施している。
7	PRイベントということは、議事録に残らない説明になるため、旭地区、豊島地区だけでなく、ちゃんとした説明会を各地区、各地域、各学校区で行ってほしい。	・各地区での説明会については、アリーナ構想の概要が分かるパネル展示を行う際に、一定時間職員を配置し訪れた方への質問等に個別対応する予定である。
8	東公園には柵がない。柵を作る、作らないで一長一短あると思うが、つけた方がいい。東公園にアリーナが建つ、建たないとは別に、その対策は重要な課題と思って対処してほしい。	・1月開催予定の東公園再整備についての地元説明会にて、公園の計画について説明する。
9	公園の解体工事や埋蔵文化財発掘調査の内容をどの程度周知するのか。3月まで約4か月ぐらいあるため、工事や調査期間はその間利用できないことを、ホームページ等で市民へ公表していただき、事故のないようにしてほしい。周知は豊島の自治会、豊島周辺、勝見も含めてしてほしい。	・承知した。距離的にどうかわからないが、業者にはその旨を指示し周知に努める。
10	地域住民にとってはどのような経済的な活性化が見込まれるのか、具体的に示していただきたい。	・アリーナが出来ることにより、更なる交流人口の拡大が見込まれることから、福井駅東口周辺に新たな店舗や商業施設が出来るだけでなく、現在、地域で商売をされている方にとっても多くの来客が見込まれるとともに、新たな事業に参入する機会が生まれるものと考えている。
11	東公園には、子どもたちが伸び伸びと遊べる貴重な空間をずっと今後も確保していくことをぜひお願いしたい。	1月開催予定の東公園再整備についての地元説明会にて、公園の計画について説明する。
12	迷惑施設であるので、周辺住民へは地方税を100%減免することも条件としてはどうか。	・地方税の減免を行う予定はない。
13	アリーナの整備・保有会社である株式会社福井アリーナができたが、1,000万の資金の出所はどこか。	・商工会議所が出資している。
14	計画はどんな建物になったのか。水害や何かあった場合、火災の時、逃げて行ったときにどういう設備が増えたのか。何も説明を受けていない。	・以前にご説明したものから特に変わってはいない。今それを精査している。まだ説明できる状態ではない。基本計画の次に詳細な実施設計という段階を踏んでいくため、そこで反映していきたい。 ・防災機能としては、帰宅困難者の一時的な避難施設や大規模災害時の資材の一時集結場所として活用することが想定されている。
15	バスケットの収入について、今現在、何年ほどやっているのか。実際の収支計画、収支がいくらで、どれだけの収入があって、どれだけ市に戻せるのか。答弁してほしい。	・アリーナと福井ブローウィンズは別会社の運営であり、直接の関連はない。 ・なお、福井ブローウィンズの事業収支はＢリーグのＨＰにて公表されている。
16	ここに来ている方はすごく知識が深い。他の方はそこまで考えている人は少ないのではないか。個人の意見だが、自分としてはアリーナに期待しているところがある。	・今後も少しでも多くの方からアリーナに関する様々な意見を頂けるよう努めていく。
17	県での説明会の内容をフィードバックしてほしい。	・県スポーツ課ＨＰにて公開されている。
18	アリーナ整備に反対ではないが、どうしたら皆が集まって意見が出てくるかを考えてほしい。	・開催日程や場所等を含めて、手法を色々と検討しているところである。